

16 学部・予科・専門部学科課程変更他にもなう学則改正
の件認可
〔昭和六年三月〕

(注記1) 学則改正認可申請書 (注記2)

(注記4) 本大学学則及ヒ専門部学則別紙ノ通り改正致度候ニ付御認可被
下度此段申請候也

(注記5) 追而三月三十一日附ヲ以テ特別御詮議ノ上御認可相成度相願
候也

昭和六年三月二日 財団法人中央大学学長 原 嘉道印
文部大臣 田中隆三殿

〔下札〕

(注記3)

学則改正理由

現行学則実施ノ從來ノ経験ニ鑑ミ且時代ノ進運ニ伴ヒ学課科目
中多少ノ加除ヲ為シ又学年ノ配当ヲ変更シ且試験ノ制度ニモ変
更ヲ加フルヲ至当ト認メタルニ由ル

学則改正案

中央大学学則及ヒ中央大学専門部学則ヲ別冊ノ通り改ム(現行
学則添付)

(表紙)

中央大学学則案

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス〔但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ〕

時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

必修科目		第一学年	第二学年	第三学年
科 目	毎週授業時間数	科 目	毎週授業時間数	科 目
憲 法	二	行政法各論	二	親 族 法
行政法総論	二	物権法第二部	二	相 統 法
民法総論	三	債権各論	三	保 險 法
物権法第一部	二	商 行 法 為 法 則	二	海 商 法
債権総論	三	社 会 法	二	民 事 訴 訟 法 第 六 編 以 下

科 目	第一学年	科 目	第二学年	科 目	第三学年
	毎週授業 時間数		毎週授業 時間数		毎週授業 時間数
第二 経済学部					
選択科目ハ学年ノ自己ノ選択セサル科目及ヒ経済学部又ハ商学部ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得 随意科目 外国語 二 外国語 二 外国語 二 選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス					
必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ指定シ届出ツルコトヲ要ス 選択科目 法制史 二 国際公法 二 法律哲学 (法律学史ヲ含ム) 二 社会学 二 刑事政策 二 国際私法 (共通法ヲ含ム) 二 法制史 二 破産法 (和議法ヲ含ム) 二 財政学 二					
刑法総論 三 手形法 二 民事演習 二 経済学 二 刑法各論 二 刑事演習 二 外国法 (英) 六六 民事訴訟法第一編 二 外国法 (英) 四四 民事訴訟法第二編乃至第五編 二 刑事訴訟法 三 民事演習 二 刑事演習 二 外国法 (加筆) 23 外国法 (英) 30 (加筆) 四 外国法 (加筆) 18					

(注記8)

(注記7)

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス 簿記学 二 国際公法 二 国際私法 (共通法ヲ含ム) 二 経済学総論 二 信託論 二 会計学原論 二 哲学 二 応用簿記 二 国際金融論 二 社会学 二 経済事情 二 証券取引所論 二 行政法 (抹消) (加筆) 二 景気変動論 一 農村問題及ヒ産業組合論 二 刑法 三 市場論 二 第二外国語 二	憲法 二 民法 二 商法 (抹消) (加筆) 五 民法 (抹消) (加筆) 六 経済原論 四 経済学史 二 保険学 二 経済史 四 貨幣論 二 交通政策 二 経済地理 二 銀行論 二 社会政策 二 統計学 二 農業政策 二 財政学 四 植民政策 二 商業政策 二 政治学 二 第一外国語 二 政治社会史 四 経済演習 二 第一外国語 二 工業政策 二 第一外国語 二	必修科目 憲法 二 民法 二 商法 (抹消) (加筆) 五 民法 (抹消) (加筆) 六 経済原論 四 経済学史 二 保険学 二 経済史 四 貨幣論 二 交通政策 二 経済地理 二 銀行論 二 社会政策 二 統計学 二 農業政策 二 財政学 四 植民政策 二 商業政策 二 政治学 二 第一外国語 二 政治社会史 四 経済演習 二 第一外国語 二 工業政策 二 第一外国語 二
---	---	---

(注記9)

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目
憲法	二	民法	(抹消) (二)	商法	四	
民法	(抹消) (四) (加筆) (六)	商法	二	保険学	二	
簿記学	二	会計学原論	二	財政学	二	
貨幣論	二	外国為替	一	商業演習	二	
商品学	二	保険学	二	交通政策	二	
経済地理	二	銀行会計	二	商業実務	三	
商業史	二	銀行論	二	商業事情	四	
経済原論	四	経済事情	二	商業英語	二	
統計学	二	商業政策	二			
経営学総論	二	商業演習	二			
商業英語	二	景気変動論	一			
		商業実務	二			
		商業英語	二			

第三 商学部

随意科目
 選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法学部又ハ商学部ノ各科目
 ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

(注記10)

科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
行政法	(抹消) (二) (加筆) (四)	国際公法	二	国際私法 (共通法ヲ含ム)	二
刑法	三	経営学各論	二	破産法 (和議法ヲ含ム)	二
民法 (外、仏語ノ二語)	二	市場論	二	信託論	二
		工業政策	二	証券取引所論	二
		応用簿記	二	証券及ヒ 及ヒ金融 論	二
		(外、仏語ノ二語)	二	原価計 及ヒ監 査	二
			二	社会政策	二
			二		二

随意科目

選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法学部又ハ経済学部ノ科目
 ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第十条 学年ノ始ニ於テ関係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ
 他ノ学部ニ属スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十一条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

- 一 予科卒業生
- 二 高等学校高等科卒業生又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学
力アリト認メタル者
- 三 旧大学部卒業生及ヒ専門部卒業生但シ大正七年文部省令
第三号第二条第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年
文部省令第三号第二条第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ限
ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ
相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於
テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差
出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金五円ヲ納
ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二條第二
項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此
ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年人者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内
ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ
モノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届
出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修

学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保
証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ
保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ
期間第十八條ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ
得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証
人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト
認めタル者

二 出席常ナラサル者

三 何事ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間出席シ又
ハ正當ノ理由ナク一個月以上出席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準
用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ
受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認め
タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壹円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ソル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第二十九条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ム

ヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金四十円)

第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ

特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

(注記11)

(加筆) (抹消)

〔他ノ〕大学卒業者ニ〔非ス〕シテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年内月額金三十円以上金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得シテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予 科

第一学年	第二学年	第三学年
科目	科目	科目
倫理	倫理	倫理
国語、漢文	国語、漢文	国語、漢文
第一外国語(英若ハ独)	第一外国語(英若ハ独)	第一外国語(英若ハ独)
第二外国語(英独)	第二外国語(英独)	第二外国語(英独)
歴史	歴史	歴史
地理	心理、論理	哲学概説
数学	数学	心理、論理
自然科学	自然科学	法制、経済
体操	体操	体操
毎週授業時間数	毎週授業時間数	毎週授業時間数
一六	一五	一五
一〇	一〇	一〇
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

第一学年		第二学年	
科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
倫理	一	倫理	一
国語、漢文	五	国語、漢文	五
第一外国語 (英若ハ)	一〇	第一外国語 (英若ハ)	一〇
第二外国語 (英、独)	(二)	第二外国語 (英、独)	(二)
歴史	四	歴史	二
心理、論理	二	哲学概説	二
数学	二	心理、論理	二
自然科学	二	法制、経済	四
体操	二	体操	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四学年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

- 一 中学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

- 一 中学校卒業者
- 二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
- 三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノ一ニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

- 一 中学校卒業者
 - 二 高等学校高等科一学年修了者
 - 三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
 - 四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者
- 第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ
- 第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ
必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナ

ルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学 費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月（金三十五円）

第二期 九月（金三十五円）

第三期 一月（金三十円）

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル

者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ
攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯
セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故
アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ
証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個
月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為
スコトヲ要ス

第八章 懲戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者

ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス
第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学
校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、
其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業
スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタ
ル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試
験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於
テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ
科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

中央大学専門部学則

第一章 総則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正
科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス(抹消)
(注記12) 時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ビ授業時間数左ノ如シ

第一 法学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
必修科目	法学通論	二	行政法各論	二	親族法	二
	憲法	二	物権法第二部	二	相続法	二
	行政法総論	二	債権各論	三	手形法	二
	民法総論	三	刑法各論	二	保険法	二
	物権法第一部	二	商行為総則	二	海商法	二
	債権総論	三	会社法	二	民事訴訟法第六編以下	二
	<small>(刑法総論 刑事政策ヲ含ム)</small>	三	民事訴訟法第一編	二	民事演習	二
	経済学	二	民事訴訟法第二編乃至第五編	二	刑事演習	二
	論理、心理	二	刑事訴訟法	三	哲学概論	二
	倫理	二	民事演習	二	外国語	四
	外国語	六	刑事演習	二		
			外国語	六		
選択科目	法制史	二	国際公法	二	法律哲学 <small>(法律学史ヲ含ム)</small>	二
	社会学	二	法制史	二	国際私法 <small>(共通法ヲ含ム)</small>	二
					破産法 <small>(和議法ヲ含ム)</small>	二
					財政学	二

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ二科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

刑 法	隨意科目	英語	論理、心理	社会学	簿記学	植民政策	統計学	経済地理	経済史	経済原論	民法	行政法	憲法	法学通論	必修科目	第一学年	第二学年	第三学年
		六英	二倫	二応用簿記	二工業政策	二政治社会史	二商業政策	二農業政策	二銀行論	四貨幣論	四経済学史	二国際公法	二商法	二民法	科 目	毎週授業 時間数	科 目	毎週授業 時間数
		六	二英	二哲学概論	二証券及ヒ証券取引 所論	四市場論	二会計学原論	二政治学	二財政学	二社会政策	二交通政策	二保険学	二商法 (国際法ヲ含む)	二商法	科 目	毎週授業 時間数	科 目	毎週授業 時間数
		二	四	二	二	二	二	二	四	二	二	二	二	四	二	二	二	二
三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	

隨意科目	二	二	二
独語又ハ仏語	二	二	二
選科科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ経済学科又ハ商学科ノ各科目ハ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得			

第二 経済学科

第三 商学科

(注記13)

英 語	論理、心理	商業英語	商業算術	商業通論	統計学	経済原論	商業史	経済地理	商品学	簿記学	民法	法学通論	必修科目	第一学年	第二学年	第三学年												
														二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
														二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
														二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												

随意科目			
独語又ハ仏語	二	独語又ハ仏語	二
独語又ハ仏語	二	独語又ハ仏語	二
第二学年ニ於ケル「教育学」及ヒ第三学年ニ於ケル「教授法」ハ 実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス	教育学	二教授法	二

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ詮衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ハ入学スルニ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金五円トス

第十條 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相
当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了
セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ^(抹消)

(注記14)

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差

出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十二條 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学生者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三條 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四條 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五條 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六條 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上屈出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引継キ一個年間闕席シ又ハ正当ノ事由ナク一個月以上闕席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分

ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ持^(特カ)ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定^(規カ)ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金三百円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ当月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四 月(金三十円)

第二期 九 月(金三十円)

第三期 一 月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タル許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年日ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 國際法 政治学 経済学 財政学 商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学者ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘキ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等ノ学力アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其ノ他ヲ別科生トス

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金三十三円トス学年ノ始又ハ入学ノ際一時ニ之ヲ納ムヘシ第三十条但書及ヒ第三十一条乃至第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ

更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ試験ニ合格シ法学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部法学士ト称シ経済学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称シ商学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ

証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

東京市神田区駿河台南甲賀町六番地

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個

昭和六年三月 中央大学

月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第五章 懲戒

〔加筆〕
〔現行〕中央大学学則

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者

第一章 総則

ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第一条 本大学ハ法律、政治、經濟、商業ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ并其蘊奥ヲ攻究スル所トス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第二条 本大学ニ法学、經濟学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ大学予科ヲ附置ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ

ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

第三条 学部ニ於テハ法律、政治、經濟、商業ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授ス

附則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大学院ニ於テハ学部ニ於テ教授スル學術ノ蘊奥ヲ研究セシム

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程及ヒ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

大学予科ニ於テハ各学部ニ入ルニ必要ナル高等ノ普通学科ヲ教授ス
学部ハ昼間夜間ノ二部教授トシテ大学予科第一予科ノ授業ヲ昼間トシ第二予科ヲ夜間トス

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

第五条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ
自四月一日 至同月十五日
自七月十六日 至九月十日
自十二月二十六日 至翌年一月七日

〔裏表紙〕

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日（十一月十一日）

第六条 各学部ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第七条 各学部ニ三年以上在学シテ卒業シタル者ハ其学部ニ從

ヒ法学士、經濟学士、商学士ト称スルコトヲ得但第二条ニ依

ル転学者ハ他校在学ノ学年ヲ通算ス

第二章 学 部

第八条 各学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第九条 学部ヲ分チテ左ノ三トス

一、法学部

二、經濟学部

三、商学部

第一節 学科課程

(加筆)

(必カ)

第十(九)条 各学部ノ必修科目、選択科目、随意科目、其配当

及ヒ毎週授業時数左ノ如シ

第一法学部

必修科目		第一学年	第二学年	第三学年
科目	毎週授業時数	科目	毎週授業時数	科目
憲法	三	民法(物權及債權各論)	四	民法(相続)
民法(総則、物權、債權各論、親族)	一二	刑法(各論)	二	商法(海商形)
刑法(総則)	二	商法(総則、商行為、会社、保險)	六	民事訴訟法(第二編乃至第八編)
外国法(英法、独法ノ内)	四	民事訴訟法(第一編)	二	
		刑事訴訟法	二	

選択科目	科目	毎週授業時数
民事、刑事実習		二
外国法(英法、独法ノ内)		四

随意科目	科目	毎週授業時数
第二外国語(英語若クハ独逸語)	同上	二
財政学		四
破産法		二
国際私法		二
法制史		二
法理学		二

随意科目	科目	毎週授業時数
同上		二
同上		二

◎選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目、第二学年ニ在テハ一科目、第三学年ニ在テハ二科目若クハ三科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

第二經濟学部

必修科目		第一学年	第二学年	第三学年
科目	毎週授業時数	科目	毎週授業時数	科目
經濟原論	四	銀行論(信用、貨幣ヲ含ム)	四	商業政策
經濟地理	二	交通政策	二	社会政策
政治学	二	工業政策	二	植民政策
憲法	三	農業政策	二	財政学
民法	一〇	政治史	二	保險学

社会学	二	民法	四	外交史	二
		國際公法	四	行政法	四
		經濟史及經濟学史	二	演習	二
選科科目		演習	二		
統計学	二	會計学	二	取引所論	二
簿記原理	二	外國為替	二	國際私法	二
刑法総論	二	刑法各論	二		
		商法	六	同上	四
随意科目					
第二外国語(独)	三	同上	三	同上	三

○選科科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目、第二学年ニ在テハ二科目若クハ三科目、第三学年ニ在テハ二科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

第三 商学部

第一学年	第二学年	第三学年
必修科目		
簿記(銀行)	二	商工經營論
商品学	二	商業地理
經濟原論	四	銀行論
民法	六	民法
工業通論	二	商法 <small>(商行為、商社、商會)</small>
		三
		交通論 <small>(海、陸、空、運)</small>
		二
		財政学
		二
		會計学
		二
		商法 <small>(海、手、商形)</small>
		二

取引所 <small>(売買論ヲ含ム)</small>	二	簿記(工業)	二	商業事情	四
貨幣論 <small>(信用ヲ含ム)</small>	二	商業政策	二	商業実務	二
商業実務	二	工業政策	二	社会政策	二
商業英語	二	商業実務	二	演習	二
商業英語	二	商業英語	二	同上	二
選科科目					
商業史	二	倉庫関稅	二	植民政策	二
統計学	二	農業政策	二	國際私法	二
憲法	三	行政法	四	破産法	二
刑法総論	二	刑法各論	二		
		國際公法	四		
随意科目					
名著研究	二	同上	二		
第二外国語 <small>(公、獨、露、支那ノ内ニ)</small>	三	同上	三	同上	三

○選科科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ一科目若クハ二科目、第二学年ニ在テハ同上、第三学年ニ在テハ二科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

第二節 入学、休学及ヒ退学

第十一条 本大学ニ入学ヲ許スハ本大学予科ヲ卒業シタル者及ヒ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス

一 高等学校高等科卒業業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認めタル者

二 本学旧大学部卒業業者及ヒ本学専門部卒業業者但大正七年文部省令第三号第二条第四号(項カ)ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

三 本大学ト同等学校ノ大学予科卒業者及ヒ専門学校卒業者
但大正七年文部省令第三号第二条第四項ニ依リ指定セラレ
タル者ニ限ル

第十二条 本大学ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニ
シテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大学ノ学
科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り
試験ヲ行フヘシ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歷書ヲ添ヘテ本大学ニ
差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金五円ヲ
納ムヘシ

第十四条 本大学ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但シ第十二條
ニ依リ他ノ同等学校ヨリ転学スル者ハ此限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十六条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコト
ヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其責ニ任スヘキ
モノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滯
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

第十八条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二个月以上
修学シ能ハサルトキハ其事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連
署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ

得

第十九条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学
スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届
出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第二十条 学年休学中ハ授業料ヲ免除ス
給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ能ム

第二十一条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ
其間第十八條ノ規定ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スル
コトヲ得

第二十二条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人
連署ノ上願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一个年間出席シ又
ハ正當ノ理由ナク一个月以上出席シタル者

第二十四条 第八章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四个月
以上ヲ經過シ改善ノ実アリト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許
スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十五条 試験ハ毎学年ノ終ニ舉行シ毎年九月追試験及ヒ再
試験ヲ舉行ス

但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十六条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十七条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第二十八条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シ

タル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス但科目ト称スルハ第十条ノ学科課程表ニ依ル

第二十九条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケシテ在学スル者亦同シ

第四節 学 費

第三十条 学部ニ入学スル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十一条 授業料ハ一学年金百十円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

第一期 四月(四十円) 第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十二条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十三条 学生在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除ス

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 大学院

第三十六条 大学院ノ入学期ハ毎学年ノ始トス但時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 本大学ノ卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ特ニ研究セントスル事項ヲ具シ学長ニ願出テ其許可ヲ受クヘシ

本大学ノ卒業者ニ非シテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シテ差出シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 大学院学生ノ在学ハ其年限ヲ定メス二年以上在学スル者ハ研究シタル事項ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ総テ学位規程ニ依ル

第三十九条 大学院学生ハ各研究室ニ於テ学長ノ指定スル指導教員ノ指導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第四十条 大学院学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別実習ヲ為サシムルコトアルヘシ

大学院学生ハ学長ノ許可ヲ受ケ各学部ノ講義実習等ニ出席スルコトヲ得

第四十一条 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ其研究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第二外国語(英若クハ独)			体 操	心 理 学	自 然 科 学	数 学	歴 史	外国語(英若クハ独)					
二	同	体	簿	二	二	二	二	四	一〇	同	論	理	
二	同	操	記	二	二	二	二				上	学	上
二				二	二	二	二						八

第二部(商科)

第二外国語(独逸語)			体 操	心 理 学	商 業 通 論	自 然 科 学	数 学	歴 史	外国語(英)	国 語、漢 文	倫 理	科 目	
二	同	同	簿	二	二	二	二	四	一〇	五	一	科	
二	同	上	記	二	二	二	二	二	八	五	一	目	
二				二	二	二	二	二					

第二節 入学、休学及ヒ退学

第四十六条 大学予科ニ入学ヲ許スハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

(一)中学校四学年修了者(二)高等学校尋常科修了者(三)高等学校高等科入学資格試験合格者(四)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(五)文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者(六)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

(一)中学校卒業業者(二)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(三)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十七条 左ノ各号ノ一ニ該当シ前級各科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学ヲ許ス

(一)中学校卒業業者(二)高等学校高等科一学年修了者(三)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(四)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 大学予科ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第四十九条 第十五条乃至第二十四条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

第三節 試 験

第五十条 各科目ノ試験成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十一条 不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リテ仮ニ進級セシムルコトヲ得此場合ニハ不合格ノ科目ニ付キ再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

再試験ハ毎年九月之ヲ挙行ス但再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第五十三条 試験ハ毎学年ノ終ニ挙行ス但学年試験以外ニ於テ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第四節 学 費

第五十四条 大学予科ニ入学スル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ納ムシ(ママ)

第一期 四月(金三十五円) 第二期 九月(金三十五円)
第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十二条乃至第三十五条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学生中学術優等品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第五十八条 給費生ハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給

与シ特待生ハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ其待遇ヲ解ク

第六章 貸費生及ヒ留學生

第六十条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第六十一条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内ヲ貸与ス

第六十二条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸与ス

第六十三条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第六十四条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十五条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額ツ、ヲ月賦返納スヘシ

第六十六条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第六十七条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廃学シタル者ハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十八条 本大学卒業生ニシテ学術優等、品行方正ニシテ將

来學術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ニハ特ニ學費ヲ貸与シテ
海外ニ留學セシムルコトアルヘシ

留學生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十九条 出校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第七十条 出校スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スベシ若シ之ヲ携
帶セサル者ハ退場ヲ命ス

第七十一条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第七十二条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリ
テ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第七十三条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ
移転シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第七十四条 三日以上闕席セントスルトキハ証明書ヲ添付スル
コトヲ要ス

第七十五条 闕席届出ノ日數ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个
月ヲ經過シ其理由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ
為スコトヲ要ス

第八章 懲 罰

第七十六条 学生學則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アル
トキハ情狀ニ依リ停學若クハ退學ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壞シ
タル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第七十七条 學業怠情ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改
悛ノ目途ナキ者ハ退學ヲ命ス

第七十八条 前二条ノ規定ニ依リ停學若クハ退學ヲ命シタルト
キハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退學処分ハ同種學
校ニモ之ヲ通知スヘシ

中央大学専門部學則

第一章 総 則

第一条 本大学ニ専門部ヲ置キ法律、政治、經濟、商業ニ関ス
ル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授ス

第二条 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至同月十五日

自七月十六日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本學記念日(十一月十一日)

第四条 各学科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業證書ヲ授与ス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第五条 本大学専門部ヲ左ノ三科ニ分ツ

一、法学科

二、經濟学科

三、商学科

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第七条 各学科ノ修業科目及ヒ其配当左ノ如シ

第一 法学科

科目	学年	第一学年	第二学年	第三学年
法学通論	法学通論	憲法	行政法	相統
民法	債權總論、親族權	物權、債權各論	商行為、會社	手形、海商、保險
行政法				
刑法	總則	各論		
訴訟法		民事訴訟法(第一編) 刑事訴訟法	民事訴訟法(第二編) 網乃至第八編	
破産法				破産法
経済学	経済原論			
財政学			財政学	
国際公法		国際公法		
国際私法			国際私法	
実習		民事実習 刑事実習	民事実習 刑事実習	
倫理	倫理	倫理		
哲学概論			哲学概論	
社会学	社会学			
論理、心理	論理、心理			
外国語	英語若クハ独逸語	英語若クハ独逸語	英語若クハ独逸語	英語若クハ独逸語
随意科目	羅馬法	刑事制、政史策	法理学	

別科生ハ英語若クハ独逸語、論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス

第二 経済学科

科目	学年	第一学年	第二学年	第三学年
経済学	貨幣原論	信用及銀行論 農業政策、交通政策	商業政策、社会及工 業政策、植民政策、 保険学	
財政学			財政学	
政治学	政治学	政治学	政治学	外交史
統計学	統計学原論	人口及経済統計学		
簿記及会計学	簿記原論	会計学		
経済史	経済史及経済学史			
経済地理	経済地理			
民法	債權總論、親族權	物權、債權各論	相統	
商法		商行為、會社	手形、海商	
憲法及行政法	憲法		行政法	
国際公法		国際公法		
国際私法			国際私法	
倫理	倫理	倫理		
哲学概論			哲学概論	
社会学	社会学			
論理、心理	論理、心理			
外国語	英語若クハ独逸語	英語若クハ独逸語	英語若クハ独逸語	英語若クハ独逸語
随意科目	刑法總則	外国法為各替	取引所論	

別科生ハ英語若クハ独逸語、論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス

第三 商学科

科目	学年	第一学年	第二学年	第三学年
簿記及会計学		商業簿記	銀行簿記	工業簿記及会計学
商業事務		商業算術及珠算	商業通信及外国為替	商業通信及商業実践
商工経営論及 内外商業事情			商工経営論	内外商業事情
売買及取引所				
工場管理				工場管理
貨幣論				
銀行			銀行	
統計学		統計学		
保険				保険学
関税及倉庫			関税及倉庫	
交通論			交通論	
商業地理及商品学		商業地理	商品学	
商業史		商業史		
法学		民法、商法	商法	
経済学		経済原論	商業政策	社会及工業政策
財政学				財政学
倫理		倫理	倫理	
哲学概論				哲学概論
論理、心理		論理、心理		
英語	商業英語 読、英作文	商業英語 読、英作文	商業英語 読、英作文	商業英語 読、英作文

別科生ハ論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス

第二節 入学、休学及ヒ退学

第八条 専門部ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム

第九条 専門部ノ学生ヲ正科生、別科生ノ二種トス

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スルモノトス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験檢定ノ上之ヲ許可ス

中学校卒業者、師範学校卒業者、実業学校卒業者、専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定合格証書ヲ有スル者、大学予科第一学年ヲ修了シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

二 別科生ハ前号以外ノ者ニシテ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許シタルモノトス但其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目又商学科ニ在リテハ更ニ英語ノ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十条 専門部第二学年以上ニ編入スルニハ前項ノ資格ヲ有シ尚ホ前各学年ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス但受験料ハ金五円トス

第十一条 正科生ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス別科生ハ随時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 本大学専門部ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大学ノ専門部学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ
差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金三円ヲ
納ムヘシ

第十四条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十五条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコト
ヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付責ニ任スヘキモノ
トス

第十六条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

第十七条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二个月以上
修学シ能ハサルトキハ其事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連
署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ
得

第十八条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学
スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届
出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第十九条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス
給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其
間第十七条ノ規定ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコ

トヲ得

第二十一条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人
連署ノ上願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一箇年間缺席シ又

ハ正當ノ事由ナク一箇月以上缺席シタル者

第二十三条 第五章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月
以上ヲ經過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許
スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ毎学年ノ終ニ舉行シ毎年九月追試験及ヒ再
試験ヲ舉行ス但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円
ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表シ優、良、可ヲ合格
トシ不可ヲ不合格トス

第二十七条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シ
タル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年
配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第
三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又
ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス但科

目卜称スルハ第七条ノ学科課程表ニ依ル

第二十八条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

第四節 学 費

第二十九条 本大学専門部ニ入学スル者ハ入学科トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トス左ノ三期ニ納ムヘシ但当月割金七円ツツ分納スルヲ妨ケス

第一期 四月(金三十円) 第二期 九月(金三十円)
第三期 一月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十二条 学生在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ納付スヘシ

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十六条 学生中学術優等、品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第三十七条 給費生ハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第三十八条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ其待遇ヲ解ク

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十九条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第四十条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内ヲ貸与スヘシ

第四十一条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸与ス

第四十二条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第四十三条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十四条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額ツツ月賦返納スヘシ

第四十五条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第四十六条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸費ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廃学シタル者ハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十七条 本大学専門部卒業者ニシテ学術優等品行方正ニシテ将来学術ノ攻究ニ従事セント欲スル者ニハ特ニ学費ヲ貸与

シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ
留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十八条 研究科ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付尚
ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十九条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 国際法 政治学
経済学 財政学 商業学

第五十条 修業年限ハ一年以上三年トス

第五十一条 入学期ハ毎年四月トス但臨時入学ヲ許スコトアル
ヘシ

第五十二条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学
院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業生ニシテ学長ノ承認ヲ経タル
者ニ限り入学ヲ許ス但同等学校卒業生若クハ之ト同等ノ学力
アル者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者亦同シ

第五十三条 研究科ノ学生ヲ分テ正科生及ヒ別科生トス専門部
正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其他ヲ別科生トス

第五十四条 第十四条乃至第十九条ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十五条 研究科ノ授業料ハ一个年金三十三円トス但其納付
ニ関シテハ第三十一条乃至第三十五条ヲ準用ス

第五十六条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学
ノ指定セル指導者ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス但一

般学生ノ為メニスル講義ハ任意聴聞スルコトヲ得

第五十七条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但場合ニ依リ更
ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十八条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十
円ヲ納ムヘシ

第五十九条 研究科ノ試験ニ及第シ法学科ヲ卒業シタル正科生
ハ中央大学専門部法学士ト称スルコトヲ得経済学科ヲ卒業シ
タル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称スルコトヲ得商学
科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコト
ヲ得

第四章 学生心得

第六十条 出校スルトキハ必ス制帽ヲ戴キ制服、洋服若クハ袴
ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第六十一条 出校スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ
携帯セサル者ハ入場ヲ許サス

第六十二条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第六十三条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリ
テ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第六十四条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ
移転シタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第六十五条 三日以上闕席スル者ハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト
連署シテ届出ツヘシ但七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添附
スルコトヲ要ス

第六十六条 闕席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个
月ヲ経過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ
為スコトヲ要ス

第五章 懲 罰

第六十七条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アル
トキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壞シ
タル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第六十八条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改
俊ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十九条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルト
キハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学
校ニモ之ヲ通知スヘシ

(注記15)

中央大学学則改正点

一第(抹消)(加筆)条(旧第五条) 従来ノ記念日ハ事実ノ相違ニ付
変更セリ

一第(抹消)(加筆)条(旧第七条、旧第二十八条)

従来厳格ナル学年制度トシテ不合格者ヲ原級ニ止ムル主義
ナリシモ最高学府トシテハ其ノ必要ヲ認メサルニ由リ六年
間ニ全課目ニ合格シタル者ニ卒業証書ヲ授与スルコトニ変

更セリ

尚ホ奨励ノ為メ随意科目ノ合格者ニ合格証明書ヲ授与スル
コトトセリ(従来之ナシ)

一第(抹消)(加筆)条(旧第十条)

従来ノ成跡ニ鑑ミ科目及ヒ授業時間ニ多少ノ改廃ヲ加ヘ一
層講義ノ効果ヲ挙ケントス

一第(抹消)(加筆)条(旧第十一、十二)条 随意科目ニ合格証明書ヲ授与スル制度(第
(抹消)(加筆)条)ヲ設ケタルニ由ル

一第(抹消)(加筆)条(旧第二十三)条 新タニ第二項ヲ設
ケタルハ退学者スラ再入学ヲ許ス規定アルニ対照シ此ノ如
キ規定ヲ置クヲ至当ト認メタルニ因ル

一第(抹消)(加筆)条(旧第二十五)条 受験料ヲ低下セリ
一第(抹消)(加筆)条(旧第二十九、二十八)条 第(七)(六)条ニ付テ記述シタル主
義ヲ採用シタルニ由ル

一第(抹消)(加筆)条(旧第三十一)条 但書ヲ設ケタルハ経
済界ノ現状ニ応セムトスル趣旨ナリ

一第(抹消)(加筆)条(旧第四十五)条 予科ノ学科課程、其
ノ配当及ヒ授業時間数ニモ多少ノ変更ヲ加ヘタルモ亦大学
部ト同シク従来ノ成跡ニ鑑ミタルモノナリ

一第(抹消)(加筆)条(旧第五十五)条 但書ハ第三十(三)(二)
条ノ改正ト同趣旨ナリ

一第(抹消)(加筆)条(旧第七十八)条 従来ノ規定ハ退学処分
ヲ同種学校ニ通知スルコトトナリ居レルモ第七十(七)(二)
条(旧第七十七)条ノ退学処分ニ付テハ其ノ必要ヲ認メサ

一第(抹消)(加筆)条(旧第七十七)条

一第(抹消)(加筆)条(旧第七十七)条

一第(抹消)(加筆)条(旧第七十七)条

ルニ由ル

一附則 従前ノ学生ニ対シ新規程ヲ其ノ俛ニ実施スルコトハ困難ナルヲ以テ二学年以上ハ従前ノ規定通りトシ漸次新規程ニ従フモノトシテ制定セリ但シ大学部ノ厳格ナル進級制度ニ付テハ学生ノ利益ノ為メニ新規程ニ依ルモノト為セリ
追言 専門部ノ規程改正ハ大学部ノ規程改正ニ準シタルモノナリ

(注記16)

東專九四号	定決裁	三月三十一日	文書課長	(高橋)
			(宮下)	
		送	4月8日	起案者
				(高橋)

(注記17)

昭和六年三月三十一日起案

専門学務局長

(赤間)

学務課長

(服部)

(注記17)

(春山)

次官

(中川)

木村督学官

(石井)

(神野)

教員検定委員会第一部

(服部)(菊沢)

(森田)(森田)

(豊田)(小池)(小池)

私立大学々則並私立専門学校学則変更認可ノ件

指令案(案ノ一)

中央大学

昭和六年三月二日申請学則変更ノ件認可ス

(加筆・朱書)(加筆・朱書)(加筆・朱書)
[二六]年[三]月[三十一]日

指令案(案ノ二)

中央大学専門部設立者

中央大学

文部大臣

昭和六年三月二日申請学則変更ノ件認可ス

(加筆・朱書)(加筆・朱書)(加筆・朱書)
[二六]年[三]月[三十一]日

備考

学則変更ノ要点左ノ如シ

- 一、学部、予科並専門部ノ学科課程中一部変更セントス、(現行第十條ヲ第九條ノ如クニ、現行第四十五條ヲ第四十六條ノ如クニ、又専門部学則現行第七條ヲ新七條ノ如クニ、改正セントス)
 - 二、現行学則ハ学業試験ニ不合格ノ者ハ原級ニ止メ置ク制度ナルヲ、今回三ヶ年乃至六ヶ年在学セル者ニシテ所定ノ学科目ノ試験ニ合格セル者ハ卒業セシムルコトニ改正セントス
(現行第七條、第二十八條ヲ第六條ノ如ク改正セントス)
 - 三、追試験料ヲ低下セシメントス(現行二十一條ヲ十二條ノ如クニ)
 - 四、授業料ノ分納ヲ認ム
 - 五、現在ノ学生生徒ノ履修学科目ハ現行学則ニ拠リ、試験、進級並卒業ニ関シテハ改正学則ニ拠ラシメントス
 - 六、其他別紙参照
- 右ハ昭和六年四月一日ヨリ実施セントス

(注記1)

「文部省／昭和6・3・3／東專94号」

(注記2)

「昭和六年三月二日／未学第一、三四三号／東京府經由」

(注記3)

「58」

(注記4)

「老行追加印」「東京府／昭和6・3・2／収受」

(注記5)

「五」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「式拾五字削印」

(注記7)

「老字訂正印」

(注記8)

「老字訂正印」

(注記9)

「老字訂正印」「老字訂正印」

(注記10)

「老字訂正印」

(注記11)

「式字加へ式字削印」

(注記12)

「式拾五字削印」

(注記13)

「老字訂正印」

(注記14)

「式字削印」

(注記15)

「第六条ヲ第五条トシ以下繰上印」

(注記16)

「完結」

(注記17)

「要記入スミ」

(下札)

「種別 わ一ノ四／連繫 2 わ一ノ六／登録追加」

府經由、中央大学々則及2 専門部学則変更認可／番号 東專九

四／結了年月日 昭六、四、八／保存年限 ムキ／枚数 冊、

2、8」

〔自大13年5月至昭22年3月 中央大
学 第5冊〕 文部省④ 3.9.2.189